



平成 30 年 1 月 15 日

各 位

会 社 名 川口化学工業株式会社  
代表者名 代表取締役社長 山田 吉 隆  
(コード番号 4361 東証第 2 部)  
問合せ先 常務取締役 荻野 幹 雄  
(TEL 048-222-5171)

### 単元株式数の変更、株式併合及び定款の一部変更に関するお知らせ

当社は、本日開催の取締役会において、平成30年2月27日開催予定の第116回定時株主総会（以下、「本株主総会」といいます。）に、単元株式数の変更、株式併合及び定款の一部変更について付議することを決議いたしましたので、下記のとおりお知らせいたします。

#### 記

##### 1. 単元株式数の変更

###### (1) 変更の理由

全国証券取引所は、「売買単位の集約に向けた行動計画」を発表し、平成30年10月1日までにすべての国内上場会社の普通株式の売買単位を100株に統一することを目指しております。当社は、東京証券取引所に上場する企業として、この趣旨を尊重し、当社株式の売買単位である単元株式数を1,000株から100株に変更することといたしました。

###### (2) 変更の内容

単元株式数を1,000株から100株に変更いたします。

###### (3) 変更予定日

平成30年6月1日

###### (4) 変更の条件

本株主総会において、下記「2. 株式併合」および「3. 定款の一部変更」に関する議案がいずれも原案どおり承認可決されることを条件といたします。

##### 2. 株式併合

###### (1) 株式併合の目的

上記「1. 単元株式数の変更」に記載のとおり、単元株式数を1,000株から100株に変更するにあたり、当社株式の売買単位当たりの価格水準を維持し、また各株主様の議決権数に変更が生じることがないように、当社株式について10株を1株とする株式併合を実施するものであります。なお、発行可能株式総数については、株式の併合割合に応じて、現行の40,000,000株から4,000,000株に変更することといたします。

## (2) 株式併合の内容

### ①併合する株式の種類

普通株式

### ②併合の方法・比率

平成30年6月1日をもって、平成30年5月31日の最終の株主名簿に記録された株主様の所有株式10株につき1株の割合で併合いたします。

### ③併合により減少する株式数

|                            |             |
|----------------------------|-------------|
| 株式併合前の発行済総数（平成29年11月30日現在） | 12,200,000株 |
| 株式併合により減少する数               | 10,980,000株 |
| 株式併合後の発行済総数                | 1,220,000株  |

(注)「株式併合により減少する株式数」及び「株式併合後の発行済株式総数」は、株式併合前の発行済株式総数及び株式の併合割合に基づき算出した理論値です。

### ④併合後の発行可能株式総数

|                               |             |
|-------------------------------|-------------|
| 株式併合前の発行可能株式総数（平成29年11月30日現在） | 40,000,000株 |
| 株式併合後の発行可能株式総数                | 4,000,000株  |

### ⑤株式併合による影響

株式併合により、当社の発行済株式総数は10分の1に減少することとなりますが、純資産等は変動しませんので、1株当たり純資産額は10倍となり、株式市況の変動など他の要因を除けば、当社株式の資産価値に変動はありません。

## (3) 株式併合により減少する株主数

平成29年11月30日現在の株主名簿に基づく株主構成は、次のとおりです。

| 所有株式数 | 株主数（割合）         | 所有株式数（割合）            |
|-------|-----------------|----------------------|
| 総株主数  | 1,830名（100.00%） | 12,200,000株（100.00%） |
| 10株未満 | 185名（10.11%）    | 263株（0.00%）          |
| 10株以上 | 1,645名（89.89%）  | 12,199,737株（100.00%） |

(注) 上記の株主構成を前提として株式併合をおこなった場合、10株未満の株式を所有されている株主様185名は株主としての地位を失うこととなります。

なお、株式併合の効力発生前に「単元未満株式の買取」の手続きをご利用いただくことも可能ですので、お取引の証券会社または当社の株主名簿管理人までお問い合わせ下さい。

## 3. 定款の一部変更

### (1) 変更の目的

#### ①公告方法の変更

電子公告制度の採用による周知性の向上及び手続きの合理化を図るため、当社の公告方法を電子公告に変更し、併せてやむを得ない事情により電子公告による公告をすることができない場合の措置を定めるものであります。

#### ②発行可能株式総数及び単元株式数の変更

上記「1. 単元株式数の変更」に記載のとおり、全国証券取引所の「売買単位の集約に向けた行動計画」の趣旨を尊重し、単元株式数を1,000株から100株に変更するため、現行定款第8条（単元株式数）を変更するとともに、上記「2. 株式併合」に記載のとおり株式併合の割合に応じて発行可能株式総数を減少させるため、現行定款第6条（発行可能株式総数）を変更するものであります。

なお、現行定款第6条及び第8条の変更につきましては、株式併合の効力発生日である平成30年6月1日をもって効力を生ずるものとする旨の附則を設け、効力発生日経過後はこれを定款から削除するものといたします。

(2) 変更の内容

変更の内容は次のとおりであります。

(下線部分は変更箇所を示しております。)

| 現 行 定 款   | 変 更 案  |
|---|--|
| 第2章 株 式   | 第2章 株 式  |
| 第5条 (公告方法)<br><u>当社の公告は、日本経済新聞に掲載する方法により行う。</u>       | 第5条 (公告方法)<br><u>当社の公告方法は、電子公告とする。ただし、事故その他やむを得ない事由によって電子公告による公告をすることができない場合は、日本経済新聞に掲載して行う。</u>   |
| 第6条 (発行可能株式総数)<br>当社の発行可能株式総数は、 <u>4千万株</u> とする。      | 第6条 (発行可能株式総数)<br>当社の発行可能株式総数は、 <u>4,000,000株</u> とする。   |
| 第8条 (単元株式数)<br>当社の単元株式数は、 <u>1千株</u> とする。<br><br>(新設) | 第8条 (単元株式数)<br>当社の単元株式数は、 <u>100株</u> とする。<br><br><u>附則</u><br><u>第6条及び第8条の変更の効力発生日は、平成30年6月1日をもってその効力を生ずるものとする。なお、本附則は効力発生日経過後、これを削除する。</u> |

4. 単元株式数の変更、株式併合および定款の一部変更の日程

|                         |            |
|-------------------------|------------|
| 取締役会決議日                 | 平成30年1月15日 |
| 定時株主総会決議日               | 平成30年2月27日 |
| 単元株式数の変更の効力発生日          | 平成30年6月1日  |
| 株式併合の効力発生日              | 平成30年6月1日  |
| 定款の一部変更(第6条及び第8条)の効力発生日 | 平成30年6月1日  |

(注) 上記のとおり、単元株式数の変更及び株式併合の効力発生日は平成30年6月1日ですが、株式売買後の振替手続きの関係で、東京証券取引所における売買単位が1,000株から100株に変更される日は平成30年5月29日となります。

以 上

(添付資料)

【ご参考】 単元株式数の変更及び株式併合に関するQ&A

Q1. 単元株式数の変更とはどのようなことですか。

A1. 単元株式数の変更とは、株主総会での議決権の単位及び証券取引所において売買の単位となっている株式数を変更するものです。

当社では、単元株式数を1,000株から100株に変更いたします。

Q2. 株式併合とはどのようなことですか。

A2. 株式併合とは、複数の株式を併せてそれより少ない数の株式にすることです。当社では、10株を1株に併合いたします。

Q3. 単元株式数の変更と株式併合の目的は何ですか。

A3. 全国証券取引所は、国内上場企業の普通株式の売買単位(単元株式数)を100株に統一する「売買単位の集約に向けた行動計画」を推進しており、その期限は平成30年10月1日とされています。当社は、この趣旨を踏まえ、平成30年6月1日をもって、当社の単元株式数を1,000株から100株に変更することといたしました。

併せて、単元株式数の変更後も、当社株式の投資単位(売買単位あたり価格)を証券取引所が望ましいとする投資単位の水準に調整することを目的として、株式併合(10株を1株に併合)を実施することといたしました。

Q4. 株主の所有株式数と議決権数はどうなりますか。

A4. 【所有株式数について】

株式併合後の株主様のご所有株式数は、平成30年5月31日の最終の株主名簿に記載された株式数に10分の1を乗じた株式数(1株に満たない端数がある場合はこれを切り捨てます。)となります。

【議決権数について】

議決権数は併合後のご所有株式数に100株につき1個となります。

具体的には、単元株式数の変更及び株式併合の効力発生日前後で、株主様のご所有株式数及び議決権数は次のとおりとなります。

|    | 効力発生前  |       | 効力発生後 |       |      |
|----|--------|-------|-------|-------|------|
|    | 所有株式数  | 議決権の数 | 所有株式数 | 議決権の数 | 端数株式 |
| 例1 | 2,500株 | 2個    | 250株  | 2個    | なし   |
| 例2 | 1,455株 | 1個    | 145株  | 1個    | 0.5株 |
| 例3 | 342株   | 0個    | 34株   | 0個    | 0.2株 |
| 例4 | 8株     | 0個    | 0株    | 0個    | 0.8株 |

- 例2、例3では単元未満株式(効力発生後において、例2は45株、例3は34株)がありますので、従前と同様、ご希望により単元未満株式の買取制度をご利用できます。
- 例2、例3、例4において発生する端数株式相当分(1株に満たさない端数)につきましては、当社が一括して処分し、その代金を端数が生じた株主様に対して、端数の割合に応じてお支払いいたします。
- 例4のように効力発生前のご所有株式数が10株未満の場合は、株式併合により所有する株式がなくなりますので、株主としての地位を失うこととなります。

なお、株主様が口座を開設されている証券会社が複数にわたる場合は、原則として各証券会社の振替口座に記録された当社株式の残高に対して、株式併合の手続きがなされます。詳しくはお取引の証券会社にお問い合わせください。

Q5. 1株未満の端数が生じないようにする方法はありますか。

A5. 株式併合の効力発生前に、単元未満株式の買取制度をご利用いただくことにより、1株未満の端数が生じないようにすることが可能です。具体的なお手続きについては、お取引のある証券会社か、証券会社に口座を作られていない場合は後記の当社株主名簿管理人までお問い合わせください。

Q6. 株式併合によって所有株式数が、資産価値に影響を与えないのですか。

A6. 今回の株式併合により株主様のご所有株式数は10分の1となりますが、株式併合の前後で会社の資産や資本は変わらないため、株式1株あたりの資産価値は10倍になります。株式市況の動向等の他の要因を別にすれば、理論上は、株主様ご所有の株式の資産価値に変動はありません。

Q7. 受け取る配当金額への影響はありますか。

A7. 今回の株式併合により株主様のご所有株式数は10分の1となりますが、株式併合の効力発生後は、併合割合(10株を1株に併合)を勘案して、1株あたりの配当金を設定させていただく予定ですので、業績変動等の他の要因を別にすれば、株式併合を理由として受取配当金の総額が変動することはありません。ただし、株式併合により生じた端数株式については、当該端数株式に係る配当は生じません。

Q8. 株主は何か手続きをしなければならないのですか。

A8. 特段のお手続きの必要はございません。

[お問い合わせ先]

単元株式数の変更及び株式併合に関し、ご不明な点は、お取引のある証券会社又は下記株主名簿管理人までお問い合わせください。

〒183-0044 東京都府中市日鋼町1-1  
三菱UFJ信託銀行株式会社 証券代行部  
電話 0120-232-711(通話料無料)  
受付時間 9:00~17:00(土日休日を除く)

以上